

## 平成29年度 グループ・団体等活動助成申請書について

記入の上での注意事項 ※記入例もあわせて御確認ください。

### A. 助成対象について

幸区を活動地域として活動し、年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかとなっている福祉領域のボランティアグループ及び当事者団体等で、幸区社会福祉協議会の会員、かつ自主運営を行う概ね5人以上で構成する次のグループ及び団体に対し活動経費の一部を助成します。

- (1) 定期的な会員の募集を行い、かつ自主財源確保の努力をしている。
- (2) 地域福祉活動、福祉教育活動、自主活動を定例で実施している。
- (3) 社会福祉の普及、地域福祉の推進に必要な事業や活動を実施している。

### B. 申請額について

この助成は社会（公共）性のある自主的な事業や活動経費の一部を補うものであり、申請する経費によって対象額が変わります。年間10万円を限度として、下記いずれか一つの対象事業の総事業費より対象額内で必要額を申請してください。

- ① グループ・団体等の立ち上げにかかる経費 ⇒ 70%以内
- ② 会員対象の定例会・レクリエーションなどの事務・事業経費 ⇒ 50%以内
- ③ 会員外を対象に実施する講座・行事経費 ⇒ 70%以内
- ④ 福祉教育の普及・推進に要する経費 ⇒ 70%以内
- ⑤ その他 ⇒ 審査会にて協議のうえ決定

\* 助成金は窓口交付となります。

### C. 提出期限

平成29年4月22日（土） <必着>

### D. その他

提出の際には、必ず以下の関係書類を添付してください。

- ① 助成申請事業に関する書類 ② 会則 ③ 会員名簿 ④ 事業計画書  
⑤ 年間予算書 ⑥ 事業報告書 ⑦ 決算書

※⑥⑦はすでに活動を1年以上行っている団体のみ

また、機材等の購入にかかる経費の助成申請をされる場合は、必ず見積書を添付して下さい。

記入の仕方がわかりにくいなどございましたら、遠慮なく区社協までご相談ください。

\* 提出名簿等の個人情報、本事業推進以外の目的での使用及び外部へ公表することはありません。